政　令

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年二月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三十六号

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十八条第一項及び第七十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第五号中「カラー複写機」を「日本工業規格Ａ列二番（第二十四号及び第二十五号において「Ａ二判」という。）以上の大きさの用紙に出力することができるもの」に改め、同条第十五号中「ふろがま」を「風呂釜」に改め、同条第二十二号及び第二十三号中「あて先」を「宛先」に改め、同条に次の三号を加える。

二十四　複合機（複写の機能に加えて、印刷、ファクシミリ送信又はスキャンのうち一以上の機能を有する機械及び印刷の機能に加えて、複写、ファクシミリ送信又はスキャンのうち一以上の機能を有する機械（いずれも乾式間接静電式のものに限り、Ａ二判以上の大きさの用紙に出力することができるものその他経済産業省令で定めるものを除く。）をいう。）

二十五　プリンター（乾式間接静電式のものに限り、Ａ二判以上の大きさの用紙に出力することができるものその他経済産業省令で定めるものを除く。）

二十六　電気温水機器（ヒートポンプ（二酸化炭素を冷媒として使用するものに限る。）を用いるものに限り、暖房の用に供することができるものその他経済産業省令で定めるものを除く。）

第二十二条の表の十の項中「二千台」の下に「（家庭用以外のものにあつては、百台）」を加え、同表の十一の項中「三百台」の下に「（家庭用以外のものにあつては、百台）」を加え、同表に次のように加える。

二十四　複合機	五百台
二十五　プリンター	七百台
二十六　電気温水機器	五百台

附　則

この政令は、平成二十五年三月一日から施行する。

経済産業大臣　茂木　敏充

内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○文部科学省令第三号

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条第一項第五号の規定に基づき、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年二月二十日　文部科学大臣　下村　博文

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号ハを削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にこの省令による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第二号ハの規定による指定を受けている各種学校については、同令の規定は、当分の間、なおその効力を有する。

○厚生労働省令第十九号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十四項の規定に基づき、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年二月二十日　厚生労働大臣　田村　憲久

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第二十二号及び第二十三号を削り、第二十四号を第二十二号とし、第二十五号から第二十八号までを二号ずつ繰り上げ、第二十九号を削り、第三十号を第二十七号とし、第三十一号から第四十一号までを三号ずつ繰り上げ、第四十二号及び第四十三号を削り、第四十四号を第三十九号とし、第四十五号から第五十三号までを五号ずつ繰り上げ、第五十四号及び第五十五号を削り、第五十六号を第四十九号とし、第五十七号を削り、第五十八号を第五十号とし、第五十九号を第六十号を第五十二号とし、第六十一号を削り、第六十二号を第五十三号とし、第六十三号を第六十四号とし、第六十五号を削り、第六十六号を第五十六号とし、第六十七号から第六十九号までを十号ずつ繰り上げ、第七十号及び第七十一号を削り、第七十二号を第六十七号とし、第七十三号から第七十八号までを十二号ずつ繰り上げ、第七十九号を削り、第八十号を第六十八号とし、第八十一号から第九十一号までを十三号ずつ繰り上げ、第九十二号を第七十九号とし、同号の次に次の二号を加える。

八十　（一Ｈ－インドール－三－イル）（ナフタレン－一－イル）メタノンのインドール環の一位に次の表の第一欄に掲げるいずれかの置換基が結合し、かつ、ナフタレン環の四位に水素又は同表の第二欄に掲げるいずれかの置換基が結合している物であって当該インドール環の一位並びに当該ナフタレン環の四位以外の位置に置換基が結合していない物及びこれらの塩類。ただし、次に掲げる物を除く。

イ　覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）に規定する覚せい剤

ロ　麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）に規定する麻薬及び向精神薬

ハ　（四－エトキシナフタレン－一－イル）（一－オクチル－一Ｈ－インドール－三－イル）メタノン及びその塩類

ニ　（一－オクチル－一Ｈ－インドール－三－イル）（四－ペンチルナフタレン－一－イル）メタノン及びその塩類